

証券コード 3727

令和5年3月15日

(電子提供措置の開始日 令和5年3月8日)

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

株 式 会 社 ア プ リ ッ ク ス

代表取締役社長 倉林 聡子

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第38回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aplix.co.jp/>

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和5年3月29日（水曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、50ページから51ページの<インターネットによる議決権行使のご案内>をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年3月30日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル21階 会議室A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第38期（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
-

事業報告

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（令和4年1月1日～令和4年12月31日）における我が国の経済は、内閣府による令和4年12月の月例経済報告で、「景気は、緩やかに持ち直している。」としながらも、先行きについては同報告の中で「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染動向に十分注意する必要がある。」と報告されており、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社は当連結会計年度において以下の施策に取り組んでまいりました。

なお、当連結会計年度において、報告セグメントの区分を旧来のテクノロジー事業とソリューション事業から、「Aplix IoT プラットフォーム事業」、「エンジニアリングサービス事業」と「MVNO事業」の3事業に変更しております。

また、セグメント間の内部売上高又は振替高は、セグメントの売上高に含めております。

<Aplix IoT プラットフォーム事業>

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、引き続きロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の拡販、Bluetooth Low Energy通信機能を搭載するハードウェアの試作開発支援等の組込み開発技術を生かしたシステム開発、また通信機能付きAIドライブレコーダー「AORINO」の取次店や販売代理店、OEM先の開拓等を行いました。

<エンジニアリングサービス事業>

エンジニアリングサービス事業においては、顧客の基幹システムのクラウドリプレイス開発をはじめ、クラウド関連システムの開発や顧客のニーズに応じたフロントエンドシステムやバックエンドシステムの開発支援やテクニカルサポート等を行いました。

<MVNO事業>

MVNO事業においては、主に連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社における携帯電話やSIMカードの販売のほか、クラウドSIMを用いたモバイルWiFiルーターサービス「THE WiFi」の拡販に注力しました。また、収益の大半が月額利用料金等からなるストック性の高い事業であることから、顧客が満足して継続利用できるよう通信環境やサポート等のサービス品質の向上に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度のAplix IoTプラットフォーム事業の売上高は191,226千円（前連結会計年度の売上高174,621千円）、エンジニアリングサービス事業の売上高は431,909千円（前連結会計年度の売上高439,406千円）、MVNO事業の売上高は2,878,862千円（前連結会計年度の売上高2,891,007千円）となりました。

営業損益につきましては、Aplix IoTプラットフォーム事業の営業損失は8,010千円（前連結会計年度の営業損失26,991千円）、エンジニアリングサービス事業の営業利益は122,145千円（前連結会計年度の営業利益108,935千円）、MVNO事業の営業利益は122,121千円（前連結会計年度の営業利益39,901千円）となりました。

また、当連結会計年度においてセグメント利益又は損失の調整額が186,941千円（前連結会計年度のセグメント利益又は損失の調整額223,898千円）発生しております。セグメント利益又は損失の調整額は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,501,619千円（前連結会計年度の売上高3,504,680千円）となりました。

営業損益につきましては、49,314千円の営業利益（前連結会計年度の営業損失102,053千円）となりました。

経常損益につきましては、51,939千円の経常利益（前連結会計年度の経常損失104,204千円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、138,909千円の親会社株主に帰属する当期純利益（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失106,739千円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において、設備投資等は実施しておりません。

③資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

- ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。
- ⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。
- ⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (令和元年12月期)	第 36 期 (令和 2 年12月期)	第 37 期 (令和 3 年12月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (令和 4 年12月期)
売 上 高(千円)	843,748	3,384,712	3,504,680	3,501,619
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△187,351	39,686	△104,204	51,939
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△218,196	84,221	△106,739	138,909
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△11.52	3.81	△4.83	6.28
総 資 産(千円)	3,050,186	3,132,551	2,766,895	2,822,166
純 資 産(千円)	2,109,123	2,166,237	2,053,896	2,195,039
1株当たり純資産額(円)	94.43	96.53	91.81	98.12

(注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されております。重要な子会社は、以下のとおりです。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社BEAMO	10,000千円	51.0%	当社代理店として当社IoTソリューションの販売、及び法人向け携帯電話の販売等
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	10,000千円	100%	電気通信事業法に定める電気通信事業 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業 MVNO事業

③特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	株式の帳簿価格	当社の総資産額
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号	810,751千円	2,140,622千円

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社では、長年に渡る業績不振を起因とする時価総額の低迷の状況が継続しており、令和4年12月末時点における時価総額は、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準に対して不適合の状況となっております。そのため、さらなる業績の向上及び安定化を図り、企業価値とともに株主価値である時価総額を向上させることが最優先に取り組むべき経営課題と考えております。

当連結会計年度においては、営業利益を始め各損益すべてにおいて黒字化を達成しましたが、今後の業績の安定化及びさらなる成長を図るため、令和5年12月期においては、継続課金モデルの製品・サービス等の開発・提供を推進することで業績の安定化を図る「ストックビジネス事業」と、当社がこれまでの自社及び他社からの受託開発経験で培ってきた知見を最大限に活かすことの出来る「システム開発事業」、2つの事業セグメントに変更しました。

「ストックビジネス事業」においては、現在当社グループの大きな柱となっているMVNOサービスについて市場上位レイヤーの契約者数を保有している点を生かした更なる契約件数の増加に向けた取り組みや、当社の開発力を活かした自社サービス・ソリューションの開発・提供や他社サービス・ソリューションの販売代理店になることによる取り扱い商材の増加等によるサービスラインナップの拡充など、当社グループの強みを活かしたビジネス展開を図るとともに、販売パートナーの増加等による販路拡大にも積極的に取り組むことで、収益基盤の安定化が可能となるストック収益の拡大を図ってまいります。

また、「システム開発事業」においては、創業以来30年以上に渡り培ってきた「組込み」に関する経験や技術に加え、この「組込み開発力」や多数の顧客向けシステム・クラウド開発から得られた知見やノウハウ、またMVNO事業者として保有する通信技術等、これらを組み合わせた組込み&エッジからクラウドまでのワンストップ開発を可能とする点を強みとして、顧客のニーズに幅広く柔軟に対応することで収益の拡大を図るとともに、エンジニア稼働率の適正化やプロジェクト受注方針の見直し、また開発経験の蓄積に伴う経験曲線効果を増大させることによる開発コストの削減等に取り組むことで、事業粗利率の向上を図ってまいります。

上記に加えて、時価総額の基礎となる株価は、証券市場による当社への評価や需

給関係等、外部によって決まる「価格」であるため、必ずしも業績等上記に記載した企業の「価値」のみに連動するものではなく、投資家が当社の将来性に対して期待し、積極的に投資できる機運を醸成することも必要と考えております。そのため、法定開示や適時開示のみならず、プレスリリースやWebサイト等を通じた積極的な発信を強化するとともに、投資家が当社に投資するにあたり求めている情報の精査、発信可能な範囲や発信方法等をその都度検討し、当社と投資家との情報非対称性の縮小に努めてまいります。

当社では、上記に記載した施策を着実に実行することで、時価総額の増大を実現できるものと考えております。

(5) 主要な事業内容（令和4年12月31日現在）

当社グループは、Aplix IoT プラットフォーム事業、エンジニアリングサービス事業、及びMVNO事業の3事業を主要な事業としております。

各事業の内容は以下のとおりです。

[Aplix IoT プラットフォーム事業]

IoT化に必要な組込み&エッジ、IoTクラウドプラットフォーム、モバイルデータ通信の各領域における製品やサービス、技術等の開発・提供

[エンジニアリングサービス事業]

クラウドを用いたソリューションの開発・提供、及びアプリックスのIoT製品・サービスに無線通信システム（3G、4G等）を用いた製品・サービスの開発・提供

[MVNO事業]

音声・データ通信及びモバイルWiFiルーター等のMVNOサービスの提供

(6) 主要な事業所（令和4年12月31日現在）

①当社

本社	東京都 新宿区
----	---------

②子会社

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	本社：東京都 新宿区
------------------------	------------

(7) 使用人の状況 (令和4年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業のセグメントの名称	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減
Aplix IoT プラットフォーム事業	9	—
エンジニアリングサービス事業	18	1名減
MVNO事業	10	—
全社 (共通)	8	—
合計	45	1名減

- (注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、本社管理業務等に従事しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	1名減	47.43歳	11年9ヶ月

(8) 主要な借入先の状況 (令和4年12月31日現在)

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和4年12月31日現在）

- | | |
|-------------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 35,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 22,172,630株 |
| ③株主数 | 11,980名 |
| ④大株主（上位10位） | |

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社光通信	1,103,657株	4.98%
チャールズレーシー	821,000	3.70
楽天証券株式会社	743,700	3.35
株式会社SBI証券	563,000	2.54
auカブコム証券株式会社	452,300	2.04
中野孝一	353,000	1.59
小西正彦	252,000	1.13
マネックス証券株式会社	198,533	0.89
郡山龍	191,400	0.86
金子元良	188,000	0.84

(注) 持株比率は自己株式（18,714株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（令和4年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	倉 林 聡 子	経営管理部 部長 株式会社BEAMO 代表取締役社長 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役
取 締 役	鳥 越 洋 輔	スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 株式会社BEAMO 取締役
取 締 役	平 松 庚 三	小僧com株式会社 取締役会長 株式会社CEAFOM 社外取締役 株式会社ピーエイ 社外取締役 スマイルワークス株式会社 社外取締役 crew株式会社 社外監査役 株式会社Joyz 社外監査役
取 締 役	田 口 勉	トライボッドワークス株式会社 取締役 Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO 一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議 会 理事
常 勤 監 査 役	大 西 完 司	株式会社BEAMO 監査役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 監査役
監 査 役	山 田 奨	有限会社山田総合事務所 代表取締役 山田奨公認会計士事務所 代表 山田奨税理士事務所 代表 株式会社和心 取締役(監査等委員)
監 査 役	坂 口 禎 彦	大東文化大学法学部法学研究所講師 東京地方裁判所 鑑定委員 日本公認会計士協会終了審査運営委員会委員

- (注) 1. 取締役平松庚三氏、田口勉氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役山田奨氏、坂口禎彦氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役の他、当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

②事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
根本 忍	令和4年3月30日	任期満了	代表取締役社長 株式会社BEAMO 代表取締役社長 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	30,560千円 (8,160千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,404千円 (5,400千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	43,964千円 (13,560千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は4名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。
2. 平成13年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 報酬の構成

当社の取締役の個人別の報酬は、月例の固定報酬を内容とする基本報酬のみで構成されております。

ロ. 決定プロセス及び決定権者

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、個々の取締役の業績等に係る貢献度、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、その決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の決定について委任を受ける

ものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする、以上を当社における取締役の個人別報酬の決定方針としております。なお取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当社の報酬委員会より代表取締役社長及び管理担当業務執行取締役が作成した原案に対する報酬委員会の審議内容の報告及び答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長 兼 経営管理部部長の倉林聡子は、当該答申の内容を十分に考慮したうえで決定を行っております。

なお、各取締役の基本報酬の決定に関する権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

ハ. 報酬委員会

当社は、当社の取締役の報酬決定プロセスの透明性及び客観性向上を目的として、任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役の個別の報酬案についてその公正性・妥当性等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行っております。なお、報酬委員会は、客観性の向上等を目的として社外取締役にて構成されております。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

役職名	氏名
社外取締役	平松 庚三
社外取締役	田口 勉

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平松庚三氏は、小僧com株式会社 取締役会長、株式会社CEAFOM 社外取締役、株式会社ピーエイ 社外取締役、スマイルワークス株式会社 社外取締役、crew株式会社 社外監査役、及び株式会社Joyz 社外監査役を兼務しております。当社と小僧com株式会社、株式会社CEAFOM、株式会社ピーエイ、スマ

イルワークス株式会社、crew株式会社、及び株式会社Joyzとの間には特別の利害関係はありません。

- ・取締役田口勉氏は、トライポッドワークス株式会社 取締役、Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会 理事を兼務しております。当社とトライポッドワークス株式会社、Neutrix Cloud Japan株式会社、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役山田奨氏は、有限会社山田総合事務所 代表取締役、山田奨公認会計士事務所 代表、山田奨税理士事務所 代表、及び株式会社和心 取締役(監査等委員)を兼務しております。当社と有限会社山田総合事務所、山田奨公認会計士事務所、山田奨税理士事務所、及び株式会社和心との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役坂口禎彦氏は、大東文化大学法学部法学研究所講師、東京地方裁判所鑑定委員、及び日本公認会計士協会終了考査運営委員会委員を兼務しておりますが、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 平 松 庚 三	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席いたしました。取締役会において、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 田 口 勉	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 山 田 奨	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 坂 口 禎 彦	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 監査法人ハイビスカス

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	24,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、或いは会計監査人による監査の実施状況及び当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると思料され、その必要があると判断した場合は、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められる項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」及び「監査役監査基準」等を踏まえ、会計監査人から必要な資料の入手及び報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、及び監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかどうかの検討を行うとともに監査報酬見積の算出根拠等を確認し、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り慎重に検討した結果、これらについて適切妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、平成27年6月4日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに行動規範及びコンプライアンス規程を含む社内規程等を遵守することを企業活動のひとつの前提とし、企業価値を向上させるべく職務を遂行する。
 - (2) 取締役は、その職務の執行において、業務の実効性、財務報告の適正性、事業活動に関わる法令等の遵守、及び資産の保全等を図るため、内部統制に係る体制を含む全社的な法令等遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制の整備及び適切な運用に努めると共に、内部統制システムの運用に係る有効性の評価を含む状況報告を定期的受ける。当該有効性評価に係り、内部監査部門による継続的な監視活動を行う。
 - (3) 取締役は、他の取締役の職務の執行を相互に監視監督し、法令及び定款に係る適合性等に関して疑義を生じた場合には、取締役会及び監査役会へ報告を行う。当社では、継続して社外取締役を置くことにより、取締役の職務の執行に係る取締役間の監督機能の維持向上を図る。
 - (4) 取締役会は、取締役会規程等に従って、当社並びに当社の子会社に係る重要事項の審議、決定、及び報告等を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
 - (5) 監査役は、独立の立場、公正不偏の態度、信念に基づく行動、監査品質向上のための継続的自己研鑽等を監査に携わる者の心構えとし、内部統制システムの整備運用状況等を含め、取締役の職務の執行の監査を行う。
 - (6) 取締役及び使用人は反社会的勢力及び団体と決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。また、社会倫理及びコンプライアンスに照らし、問題があると思料される活動には関与しない。
 - (7) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ或いは行われようとしていることを取締役或いは使用人等が感知した場合に、当社の監査役或いは社外弁護士等、通報者の権利の保護を徹底した相談乃至通報窓口に適時適宜通報できる体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令等に基づき適宜規程等を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に重大な損失を与える恐れのある様々なリスクに対し適切な管理等の対応を行うことを目的としてリスク管理に関する規程等を制定し、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）のリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定め、当該規程に従った実効的なリスク管理を行うと共に、グループ横断的な事前予防体制の整備に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化することを目的として執行役員制度を導入し、選任した執行役員の職務権限を定めた規程その他執行役員会の運用に関する各種社内規程に明確化し、これに基づいて効率的な意思決定を行う。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、代表取締役社長、全執行役員、及び統括部長により構成された業務執行会議を原則として月1回と必要に応じて臨時で開催し、製品開発戦略、事業計画実現にかかる重要案件の方針、及び年度予算等の主に事業活動に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、当社の取締役及び指名された者により事業セグメント別の事業等に係る会議等を開催して適宜議論及び状況確認等を行い、重要事項の決定等を行う。

- (2) 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にすると共に、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携の確保に努める。
- (3) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用等を通じ、業務の効率化を推進する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
- ② 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えると考えられる重要事象については、当社執行役員会、業務執行会議、及び取締役会への付議等を行う。
- ③ 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社グループ全体としての情報の共有化を図る。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うと共に、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(4) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。
- ② 当社は、当社グループ全体で相談・通報体制を設け、子会社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを子会社の取締役等又は使用人が知った際に、当社の監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
- ③ 当社は、子会社が通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に対して不利益な扱いをしないよう、子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。

(5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築し、運用することを目的として、子会社管理規程を制定する。
- ② 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
- ③ 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査部門は、当社グループにおける業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社の取締役は、当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」という）の配置を求めた場合、当社の監査役と適宜協議を行い、監査役補助使用人を配置する。
- (2) 当社の取締役は、研修等を通じて監査役補助使用人の技能の向上を図ることに協力すると共に、監査役から要望がある場合、必要に応じて監査役補助使用人の変更及び増員等を行うものとし、その人事については当社の監査役と協議の上決定する。
- (3) 監査役補助使用人を配置した場合、監査役補助使用人を配置した旨及び監査役補助使用人は当社の監査役の指揮命令にのみ従う旨を当社グループに周知する。

7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役補助使用人は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、原則として当社の取締役その他当社の監査役以外の者から指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他の事項等は、原則として監査役会の協議に基づいて決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。

8. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役補助使用人は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。

9. 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。

(2) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

(3) その他監査役への報告に関する体制

当社の子会社の取締役等は、原則として四半期に一度、決算等の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、当社の監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行う。
- (2) 当社の監査役は、通常の監査費用以外に緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用等が発生する場合には、監査役会規程に則り、適宜事前通知等を行う。

12. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。この独立性と権限を確保するために、監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にすると共に、当社の監査役は、監査役会が定めた監査計画等に基づき、内部監査部門、会計監査人、その他必要と認める者と適宜連携して監査を実施し、監査の実

効性を確保する。また、当社の監査役会は、監査役会規程に則り、特定監査役を選定することができる。

- (2) 当社の監査役は、監査の実施に当たり、監査役会が必要と認める場合には、独自に外部専門家の活用を検討する。
- (3) 当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知する。当社グループの取締役及び執行役員等は、当該計画に係る監査役の職務の適切な遂行がなされるよう協力する。

13. 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成すると共に、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用する。
- (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度を適切に実施するため、業務プロセスの改善を適宜推進すると共に、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己による評価及び改善並びに外部監査人による評価等を行う体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も取締役会に出席しております。取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、原則として3か月に1回以上の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定をするほか、随時取締役及び執行役員の監督を行っています。

取締役会は、取締役及び執行役員等の権限と責任を定めた「執行役員会議規程」及び「職務権限規程」等を整備し、迅速且つ効率的な意思決定を行っております。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を行うにあたり、事業部門毎の会議等を開催し、意思決定に必要な情報の収集、状況確認及び議論等を行っております。また、業務の効率化や実効性を担保するため、組織の見直しや業務プロセスの見直しについても適宜実施しております。

2. 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤の社外監査役2名による計3名の監査役で構成されております。監査役は、月次の定時監査役会のほか、定時及び臨時取締役会並びに必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っております。更に、監査役は原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。

当社の監査役会は、特定監査役を選定し、当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知しています。なお、当社では、当社の監査役が監査役補助使用人の配置を求めた場合、監査役補助使用人を配置することができますが、当連結会計年度末現在、監査役補助使用人は設置していません。

3. リスク管理体制

当社グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定めた「リスク管理規程」を整備し、当該規程に則ったリスク管理を行っています。

4. コンプライアンス体制

当社では、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」等の規程を制定し、取締役及び使

用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底しています。新入社員に対しては、オリエンテーション時に内部通報制度を含む、当社のコンプライアンス体制について説明を行い、社員に対してはコンプライアンス研修又は業務に関連したコンプライアンスの指摘等を適時実施しています。

5. 子会社管理体制

当社では、取締役会、執行役員会議及び業務執行会議等の会議において、子会社の業務及び財務状況並びにその他の重要な情報に関する共有及び協議を行っております。また、当社の取締役は、子会社の取締役を兼任しており、当社グループ全体の情報の共有化を図るとともに、子会社における適切な業務の執行、ひいては当社グループにおける業務の適正を確保しています。当社では「子会社管理規程」を整備し、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築しております。子会社は、当社の「グループ行動規範」を適用し、また「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」等を準用することにより、グループ一体となったコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備、運用しております。

6. 内部監査体制

当社の内部監査室は、独立した組織として設置されており、当社グループにおけるリスクに基づいて策定した年間内部監査計画のもと、監査役及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制の整備・運用状況評価や業務監査等の継続的な監視活動を実施しております。また、監査結果により抽出された課題の改善に向けた助言やフォローアップ、代表取締役等への監査結果報告を行っております。

7. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成すると共に、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用しています。また、当社の内部監査室は、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度が適切に実施されているかを評価するとともに、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて業務プロセスの改善を適宜推進しています。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上するとともに、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置付けております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいりますと同時に、当事業年度は配当可能利益がないことから配当を実施しておりませんが、収益力の向上に注力し利益を積み上げることにより配当を可能とする剰余金を確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、戦略的な知的財産の活用、優秀な人材の確保、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役立ててまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関といたしましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主

総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大量買付行為に対処するため、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	2,149,385	流動負債	578,696
現金及び預金	1,471,564	買掛金	314,102
売掛金	535,180	短期借入金	100,000
商品及び製品	109,772	未払金	54,421
仕掛品	714	未払法人税等	2,800
原材料	3,868	賞与引当金	10,016
その他	35,640	受注損失引当金	550
貸倒引当金	△7,355	その他	96,805
固定資産	672,780	固定負債	48,430
有形固定資産	316	その他	48,430
機械、運搬具及び工具器具備品	316	負債合計	627,126
無形固定資産	522,123	純資産の部	
のれん	407,435	株主資本	2,173,761
顧客関連資産	91,427	資本金	51,456
その他	23,259	資本剰余金	1,929,291
投資その他の資産	150,341	利益剰余金	219,382
投資有価証券	0	自己株式	△26,368
破産更生債権等	954,678	新株予約権	15,290
繰延税金資産	77,290	非支配株主持分	5,988
その他	69,514	純資産合計	2,195,039
貸倒引当金	△951,141	負債・純資産合計	2,822,166
資産合計	2,822,166		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,501,619
売上原価		2,757,719
売上総利益		743,899
販売費及び一般管理費		694,585
営業利益		49,314
営業外収益		
受取利息	17	
為替差益	8,203	
貸倒引当金戻入額	480	
還付加算金	95	
その他	141	8,938
営業外費用		
支払利息	1,822	
株式交付費	120	
支払手数料	1,064	
売上債権譲渡損	3,264	
その他	42	6,313
経常利益		51,939
特別利益		
新株予約権戻入益	1,241	1,241
特別損失		
関係会社清算損	4,426	4,426
税金等調整前当期純利益		48,753
法人税、住民税及び事業税	4,183	
法人税等調整額	△94,068	△89,884
当期純利益		138,638
非支配株主に帰属する当期純損失		△270
親会社株主に帰属する当期純利益		138,909

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,445,139	1,385,773	△1,772,605	△26,331	2,031,976
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,456	1,456			2,913
親会社株主に帰属する 当期純利益			138,909		138,909
資本金から剰余金への振替	△2,395,139	2,395,139			—
欠損填補		△1,853,078	1,853,078		—
自己株式の取得				△37	△37
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△2,393,683	543,517	1,991,987	△37	141,784
当連結会計年度期末残高	51,456	1,929,291	219,382	△26,368	2,173,761

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	15,660	6,259	2,053,896
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			2,913
親会社株主に帰属する 当期純利益			138,909
資本金から剰余金への振替			—
欠損填補			—
自己株式の取得			△37
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△370	△270	△640
連結会計年度中の変動額合計	△370	△270	141,143
当連結会計年度期末残高	15,290	5,988	2,195,039

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社BEAMO
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 |
- ② 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券 その他有価証券

- | | |
|-------------|-------------|
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
|-------------|-------------|

ロ. 棚卸資産

- | | |
|-------------|--|
| ・商品及び製品、原材料 | 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
機械、運搬具及び工具器具備品 4年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
のれん 10年
顧客関連資産 6年
ソフトウェア 5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

Aplix IoT プラットフォーム事業

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、主にロケーションビーコン「Mybeaconシリーズ」の販売やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供、IoTシステム開発等を行っております。

製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検取した時点で、継続的なサービスについては当該契約履行義務が充足される期間にわたり収益を認識しております。IoTシステム開発については、エンジニアリングサービス事業と同様の基準で収益を認識しております。

エンジニアリングサービス事業

エンジニアリングサービス事業においては、主にシステム開発等を行っております。システム開発等の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される開発原価総額に占める発生した開発原価の割合に基づいております。なお、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

MVNO事業

MVNO事業においては、携帯電話端末やSIMカードの販売や通信サービスの提供を行っております。携帯電話端末やSIMカードの販売は、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検取した時点で収益を認識しており、通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて適用します。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

売上リベート等の顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から減額する方法に変更しております。インセンティブ等の顧客から支払われる対価について、従来は、売上高として処理する方法によっておりましたが、売上原価から減額する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は142,624千円減少し、売上原価は108,850千円減少し、販売費及び一般管理費は33,773千円減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、時価算定会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び顧客関連資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
のれん	407,435
顧客関連資産	91,427

連結貸借対照表の無形固定資産に、連結子会社(スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社)の企業結合に伴い識別した、のれん及び顧客関連資産を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

企業結合時に識別したのれん及び顧客関連資産について、償却期間6～10年とした償却を実施した残存価額を、連結貸借対照表の無形固定資産に計上しております。

また、減損の判定を行っており、経営環境の著しい悪化等の減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

ロ、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りに関しては、直近の事業計画達成状況、契約の獲得実績や獲得予測、対象会社を取り巻く経営環境、及び市場の動向などに基づき策定された翌連結会計年度の事業計画等を基礎として算出しております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、事業計画との乖離が生じる可能性があります。事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(2) 有形固定資産および無形固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
有形固定資産および無形固定資産	23,575

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行い、割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。減損の兆候を把握し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで帳

簿価額を減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

- ロ、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業活動から生ずる損益は、経営環境、市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画に基づいて算出しております。市場環境の予測は主に景気動向や需給動向の予測を含んでおります。また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額を比較し、いずれか高い方の金額を採用しております。これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

- ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、事業計画との乖離が生じる可能性があります。事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 21,249千円

- (2) 借入金等に対する担保資産

下記資産について、取引銀行との当座貸越契約（貸越極度額200,000千円）の担保に供しております。

現金及び預金	200,000千円
計	200,000

- (3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	100,000
差引額	100,000

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,151,830株	20,800株	一株	22,172,630株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,425株	289株	一株	18,714株

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

- ・第S-1回新株予約権（平成28年8月10日取締役会決議分）
普通株式 215,000株
- ・第S-4回新株予約権（令和元年12月10日取締役会決議分）
普通株式 121,800株

- ・第S-5回新株予約権（令和元年12月10日取締役会決議分）
普通株式 82,600株
- ・第S-6回新株予約権（令和4年8月10日取締役会決議分）
普通株式 422,700株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、将来の投資に備えるための余剰資金を一定比率の流動性確保を前提に安全かつ有利に運用し、その果実及び差益をもって当社グループの発展に資することを資金運用の基本方針としております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売掛金は、営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の売掛金は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

投資有価証券は、その他の有価証券並びに業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

買掛金並びに未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日となっている営業債務であります。また、外貨建の買掛金並びに未払金は、為替変動の市場リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、1年以内の支払期日であります。

未払法人税等は、1年以内の納付期限となっている法人税、住民税及び事業税に係る未払金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 市場リスクの管理

為替変動の市場リスクについては、基本方針、リスク管理体制、権限等を定めた為替リスク管理規程に従い、財務経理部門執行役員の管理の下、担当部署が為替相場の現状及び見通しに基づいた外貨の売買を行っております。為替リスクの管理状況は、都度、執行役員会議へ報告しております。

ロ. 信用リスクの管理

売掛金の顧客の信用リスクについては、取引の開始、売上債権の管理等を定めた販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金運用として保有する投資有価証券の信用リスクについては、有価証券運用管理規程に従い、運用を行っております。

預金の信用リスクについては、預入先を国際的に優良な金融機関に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注)1. 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円) (*1)	時価 (千円) (*1)	差額 (千円)
① 売掛金	535,180	535,180	—
② 破産更生債権等	954,678	954,678	—
貸倒引当金(*2)	△951,141	△951,141	—
	3,536	3,536	—
③ 買掛金	(314,102)	(314,102)	—
④ 短期借入金	(100,000)	(100,000)	—
⑤ 未払金	(54,421)	(54,421)	—
⑥ 未払法人税等	(2,800)	(2,800)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

連結貸借対照表計上額 (千円)	
非上場株式	0

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本表には含めておりません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
売掛金	535,180	—
合計	535,180	—

(3). 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1). 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				計	合計
	Aplix IoTプラットフォーム事業	エンジニアリングサービス事業	MVNO事業			
製品・サービス販売	145,808	—	—	—	145,808	145,808
システム開発等	45,417	431,909	—	—	477,326	477,326
移動通信サービス	—	—	2,878,484	—	2,878,484	2,878,484
顧客との契約から生じる収益	191,226	431,909	2,878,484	—	3,501,619	3,501,619
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	191,226	431,909	2,878,484	—	3,501,619	3,501,619

(2). 収益を理解するための基礎となる情報

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項
- ④ 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	577,185	535,180
契約負債	14,642	13,120

(注) 契約負債は主にMVNO事業に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 98円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円28銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,300,124	流動負債	183,240
現金及び預金	1,059,767	買掛金	31,119
売掛金	126,560	短期借入金	100,000
商品及び製品	46,703	未払金	11,551
仕掛品	714	未払法人税等	950
原材料	3,868	賞与引当金	7,822
その他	62,510	受注損失引当金	550
固定資産	840,497	その他	31,246
投資その他の資産	840,497	負債合計	183,240
投資有価証券	0	純資産の部	
関係会社株式	810,751	株主資本	1,942,091
破産更生債権等	801,311	資本金	51,456
繰延税金資産	29,243	資本剰余金	1,929,291
その他	502	資本準備金	1,387,229
貸倒引当金	△801,311	その他資本剰余金	542,061
		利益剰余金	△12,287
		その他利益剰余金	△12,287
		繰越利益剰余金	△12,287
		自己株式	△26,368
		新株予約権	15,290
		純資産合計	1,957,381
資産合計	2,140,622	負債・純資産合計	2,140,622

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		600,580
売上原価		430,149
売上総利益		170,431
販売費及び一般管理費		232,590
営業損失		62,159
営業外収益		
受取利息	17	
為替差益	8,203	
貸倒引当金戻入額	480	
還付加算金	52	
その他	138	8,891
営業外費用		
支払利息	1,822	
株式交付費	120	
売上債権譲渡損	153	
支払手数料	1,064	
その他	0	3,160
経常損失		56,428
特別利益		
新株予約権戻入益	1,241	1,241
税引前当期純損失		55,187
法人税、住民税及び事業税	△31,862	
法人税等調整額	△11,037	△42,900
当期純損失		12,287

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当事業年度期首残高	2,445,139	1,385,773	—	1,385,773	△1,853,078	△1,853,078
事業年度中の変動額						
新株の発行	1,456	1,456		1,456		
当期純損失					△12,287	△12,287
自己株式の取得						
資本金から剰余金への 振替	△2,395,139		2,395,139	2,395,139		
欠損填補			△1,853,078	△1,853,078	1,853,078	1,853,078
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	△2,393,683	1,456	542,061	543,517	1,840,791	1,840,791
当事業年度期末残高	51,456	1,387,229	542,061	1,929,291	△12,287	△12,287

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当事業年度期首残高	△26,331	1,951,503	15,660	1,967,163
事業年度中の変動額				
新株の発行		2,913		2,913
当期純損失		△12,287		△12,287
自己株式の取得	△37	△37		△37
資本金から剰余金への 振替		—		—
欠損填補		—		—
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)			△370	△370
事業年度中の変動額合計	△37	△9,411	△370	△9,782
当事業年度期末残高	△26,368	1,942,091	15,290	1,957,381

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- イ、子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ロ、その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- イ、商品及び製品、原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ロ、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

Aplix IoT プラットフォーム事業

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、主にロケーションビーコン「Mybeaconシリーズ」やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の販売を行っております。このような製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

エンジニアリングサービス事業

エンジニアリングサービス事業においては、主にシステム開発等を行っております。システム開発等の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される開発原価総額に占める発生した開発原価の割合に基づいております。なお、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

進委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①、外貨建の資産及び負債の本邦通貨換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②、連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税法並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、時価算定会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,257千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 41,980千円 |
| 短期金銭債務 | 114千円 |
| (3) 借入金等に対する担保資産 | |
| 下記資産について、取引銀行との当座貸越契約(貸越極度額200,000千円)の担保に供しております。 | |

現金及び預金	200,000千円
計	200,000

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	100,000
差引額	100,000

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引(収入分)	29,944千円
営業取引(支出分)	1,478千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	18,425株	289株	一株	18,714株

7. 税効果会計に関する注記
繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
売上原価否認	9,282千円
投資有価証券評価損	11,208
貸倒引当金	277,173
繰越欠損金	8,266,663
その他	22,912
繰延税金資産小計	8,587,242
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	8,247,238
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	310,759
評価性引当額小計	8,557,998
繰延税金資産の純額	29,243

8. リースにより使用する固定資産に関する注記
機械、運搬具及び工具器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	所有 直接100.0	営業取引及び 役員の兼任	連結納税精算	32,812	その他 流動資産	32,812

10. 収益認識に関する注記
収益を理解するための基礎となる情報
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	87円66銭
(2) 1株当たり当期純損失	0円56銭

12. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 公認会計士 阿部 海輔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福田 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 公認会計士 阿部 海輔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福田 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年（令和4年）1月1日から2022年（令和4年）12月31日までの第38事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針並びに職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当社監査役会が定めた監査役会規程並びに令和4年度監査役監査計画、並びに公益社団法人日本監査役協会による改訂版『監査役監査基準』及び改訂版『内部統制システムに係る監査の実施基準』及び『監査役監査実施要領』等に準拠するとともに、株式会社東京証券取引所『コーポレートガバナンス・コード』等を適宜参照しつつ対応を進め、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、業務執行会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて報告聴取及び説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第三百四十八条乃至第三百六十二条並びに会社法施行規則第百条に定められる取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、当該体制の整備に関する株式会社アプリックス取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証をいたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人ハイビスカスから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人監査法人ハイビスカスが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、定例連絡会での意見交換等を含め必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を日本公認会計士協会による品質管理レビューを受ける等の方法により整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人監査法人ハイビスカスから令和5年2月21日付けの『第38期監査結果説明書』の草案の提出を受け、無限定適正意見を付した監査報告書を提出する予定である旨の報告と説明を聴取し、検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書類、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び計算書類に係る附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年2月28日

株式会社アプリックス 監査役会
常勤監査役 大西 完 司 ㊞
監 査 役 山 田 奨 ㊞
監 査 役 坂 口 禎 彦 ㊞

(注) 監査役山田奨並びに坂口禎彦は会社法第二条第十六号及び第三百三十五条第三項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	倉 林 聡 子 (クラハヤシ サトコ) (昭和49年5月13日生)	平成9年4月 株式会社CSK（現SCSK株式会社）入社 平成17年12月 株式会社アプリックス 入社 平成23年1月 当社 内部監査室 室長 平成26年6月 当社 プロセス改善推進室 室長 平成29年4月 当社 経営管理部 部長（現任） 平成30年3月 当社 執行役員 平成31年3月 当社 取締役 平成31年3月 株式会社BEAMO 取締役 令和元年8月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役（現任） 令和2年3月 当社 常務取締役 令和4年3月 当社 代表取締役社長（現任） 株式会社BEAMO 代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社BEAMO 代表取締役社長 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役	30,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	鳥越洋輔 (トリゴエ ヨウスケ) (昭和60年2月2日生)	平成21年3月 テレコムサービス株式会社 入社 平成25年1月 ガゼル株式会社 (出向) 情報通信事業本部SHOP事業部財務管理本部データ戦略部 マネージャー 平成27年4月 ガゼル株式会社 (出向) コンシューマー事業本部モバイル第一事業部商品企画部 統轄部長 平成30年1月 株式会社Mobile Style 代表取締役 平成30年2月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 (現任) 令和元年11月 当社 執行役員 令和4年3月 当社 取締役 (現任) 株式会社BEAMO 取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 株式会社BEAMO 取締役	4,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	平松 庚三 (ヒラマツ コウゾウ) (昭和21年1月6日生)	昭和48年 ソニー株式会社 入社 昭和61年 アメリカン・エクスプレス・インターナショナルジャパン 副社長 平成4年 株式会社IDGコミュニケーションズ 代表取締役 平成10年 AOLジャパン株式会社 代表取締役 平成15年 弥生株式会社 代表取締役 平成18年 株式会社ライブドア (現株式会社LDH) 代表取締役 小僧com株式会社設立 取締役 株式会社セシール 取締役 平成19年 株式会社カウイチ (現買う市株式会社) 取締役 平成20年 小僧com株式会社 代表取締役会長 兼 社長 平成28年 当社 社外取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 小僧com株式会社 取締役会長 株式会社CEAFOM 社外取締役 株式会社ピーエイ 社外取締役 スマイルワークス株式会社 社外取締役 creww株式会社 社外監査役 株式会社Joyz 社外監査役	—
4	田口 勉 (タグチ ツトム) (昭和28年8月2日生)	昭和51年 株式会社シーイーシー 入社 平成10年 同社 取締役 平成16年 KVH株式会社 (現 Coltテクノロジーサービス株式会社) 常務執行役員 平成19年 株式会社アイネット 常務取締役 平成25年 同社 専務取締役 平成29年 同社 取締役副社長 平成30年 同社 上席顧問 平成30年 トライポッドワークス株式会社 取締役 (現任) 平成31年 当社 社外取締役 (現任) 令和2年 Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO (現任) 【重要な兼職の状況】 トライポッドワークス株式会社 取締役 Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO 一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議会 理事	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平松庚三氏及び田口勉氏は社外取締役候補者であります。
3. 平松庚三氏及び田口勉氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は以下のとおりであります。
両氏は、企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけることを期待し、両氏を社外取締役として選任することをお願いするものであります。
4. 平松庚三氏及び田口勉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって平松庚三氏が7年、田口勉氏が4年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、定款第31条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
当社は平松庚三氏及び田口勉氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、平松庚三氏及び田口勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 大西 完司氏、山田 奨氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	大西 完司 (オオニシ カンジ) (昭和32年1月25日生)	昭和55年 ソニー株式会社 入社 (テレビ事業部商品設計) 平成2年 同社 経営戦略部 平成6年 同社 携帯電話事業本部 事業戦略課長 平成11年 同社 携帯電話事業本部 商品企画室長 平成13年 ソニーエリクソンモバイル株式会社 出向 事業推進担当部長 平成16年 ソニーコンピュータエンタテインメント株式会社出向 開発企画室長 平成19年 ソニー株式会社 技術開発本部 企画部長 平成24年 同社 研究開発企画部門 専任部長 平成29年1月 同社 退職 平成29年2月 ソニーコーポレートサービス株式会社 入社 平成29年10月 ソニー株式会社 入社 研究開発企画部門 専任部長 平成30年3月 当社 常勤監査役 (現任) 平成31年3月 株式会社BEAMO 監査役 (現任) 令和元年8月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 監査役 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社BEAMO 監査役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 監査役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	山 田 奨 (ヤマダ マサト) (昭和51年10月6日生)	平成13年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 平成20年7月 野村證券株式会社 引受審査部 出向 平成26年12月 有限責任 あずさ監査法人 退社 有限会社山田総合事務所 代表取締役(現任) 平成27年1月 山田奨公認会計士事務所 代表(現任) 平成27年4月 山田奨税理士事務所 代表(現任) 平成28年3月 当社 社外監査役(現任) 令和2年3月 株式会社和心 取締役(監査等委員)(現任) 【重要な兼職の状況】 有限会社山田総合事務所 代表取締役 山田奨公認会計士事務所 代表 山田奨税理士事務所 代表 株式会社和心 取締役(監査等委員)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田奨氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
3. 山田奨氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
公認会計士及び税理士として豊富なキャリアを有していることから、会計に関する専門知識等を活かして当社の事業運営を的確に監査いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、定款第41条において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。当社は山田奨氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、山田奨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、令和5年3月29日（水曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル21階 会議室A
電話 03-3342-3511（代表）



○交通機関

- J R線『新宿駅』J R西口出口より徒歩約5分
- 小田急線『新宿駅』西口地下出口より徒歩約5分
- 京王線『新宿駅』京王西口出口より徒歩約5分
- 東京メトロ丸ノ内線『新宿駅』A14出口より 徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線『都庁前駅』B1出口より 徒歩約5分

※当日は公共交通機関をご利用ください。